

北海道エルピーガス災害対策協議会規約

平成19年 1月29日制定
平成21年10月16日改訂

北海道エルピーガス災害対策協議会

目 次

北海道エルピーガス災害対策協議会規約	1
(社) 北海道エルピーガス協会組織図	8
北海道エルピーガス災害対策協議会組織図	9
北海道エルピーガス災害対策協議会連絡系統図（災害対策統括本部用）	10
北海道エルピーガス災害対策協議会連絡系統図（災害対策現地本部用）	11
様式 1 災害対策出動者名簿（登録用）	12
様式 2 災害対策出動者名簿（災害出動用）	13
様式 3 L P ガス被災状況報告書（第 報）	14
応援隊業務マニュアル	15
資料 1 応援要員携行資器材表	19
資料 2 応援要員携行資器材表	20
資料 3 応援隊の緊急時連絡先	21
災害時における L P ガス供給の協力に関する協定書（例）	22
別記様式第 1 号（第 3 条関係）災害時業務協力要請書	25
別記様式第 2 号（第 5 条関係）災害時業務協力実施報告書	26
災害時における L P ガスの二次災害を防止するための放送協定書	27
災害時における拠点（場所等）の協力に関する協定書	30

(目的)

第1条 LPガスは、道民生活に密着した必要不可欠なエネルギーであり、かつ、その公共性に鑑み、災害発生時のLPガスの保安の確保と安定供給に万全を期すため、社団法人北海道エルピーガス協会に常設の災害対策組織の体制を設立し、災害時は迅速に行動を起こすとともに復旧対策等を円滑にするため、業界に係る情報の収集に努め行政庁・報道機関等との連絡・報告の窓口を一本化すること及び災害復旧についてLPガス業界の一元化による活動を実施して業界の社会的な認知度の向上を図るとともに社会的貢献活動に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 災害対策組織は、北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「災害対策協議会」という）と称する。

(構成員)

第3条 災害対策協議会の構成員は、協会の会員及びLPガス業界に關係する企業並びに災害対策協議会の趣旨に賛同する団体等（以下「構成企業・団体等」という）とする。

(事務所所在地)

第4条 災害対策協議会の事務所は、（社）北海道エルピーガス協会（以下「協会」という）（札幌市白石区）内に設置する。また、災害時は、災害対策協議会に災害対策統括本部（以下「統括本部」という）及び被災のあった協会支部に災害対策現地本部（以下「現地本部」という）を設置することとする。

2. 災害時に統括本部及び現地本部の設置が困難な場合は、その状況により指揮系統が一番有効な場所に設置することとする。

(会議)

第5条 災害対策協議会を維持するため、会議を年1回開催（不定期）する。

なお、会議開催の必要があると認められた場合は、その都度、開催する。

2. 会議の構成員は、メーカー、日本エルピーガス供給機器工業会、消費機器関係会社、北海道高圧ガス地域防災協議会、北海道エルピーガス協会長、専務理事、同卸支部長、同自動車支部長、本部災害対策委員、協会事務局とする。また、会長の判断により学識経験者等の災害対策として必要な人員とする。

3. 会議の構成員は、変更できるものとする。

4. 会議の開催は、会長が招集し議長となる。また、他の構成員から開催の要請があった場合は、会長の判断によるものとする。

(災害対策統括本部等の活動開始時期等)

第6条 統括本部及び現地本部は、次のいずれかの災害等が発生したときに設置・活動を

開始する。

- 一 内閣の災害等緊急事態が布告された災害
 - 二 北海道内の地方自治体が災害対策本部を設置した災害
 - 三 災害救助法の適用となる災害
 - 四 気象庁の発表する震度6弱以上の地震
 - 五 事故により広範囲にガスの供給停止が継続し早期復旧が困難な状況
 - 六 その他、著しく異常かつ激甚な非常災害
2. 前記以外の災害の場合でも、統括本部長が災害対策を推進するために必要と判断したときは、設置することができる。
3. 応援終了後の各種処理は、統括本部が行うこととする。

(災害時の組織)

第7条 災害時は、災害に対して円滑な対応と処理を図るために統括本部及び現地本部に次の者を置くものとする。

一 統括本部

統括本部長： 会長又は会長が指名する者
副本部長： 副会長又は会長が指名する者
本部災害対策委員： 会長が指名する者
広報・連絡担当： 専務理事
事務局： 本部事務局長及び事務局

二 現地本部

現地本部長： 支部長又は支部長が指名する者
副本部長： 副支部長又は支部長が指名する者
現地災害対策委員： 支部長が指名する者
広報・連絡担当： 支部事務局長
事務局： 支部事務局長兼務及び事務局

2. 統括本部長等の職務は、次のとおりとする。、

- 一 統括本部長は、災害対策の業務を統括するとともに災害対策統括本部を代表する。
 - 二 副本部長は、統括本部長を補佐し、統括本部長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - 三 災害対策委員は、災害復旧に係る技術的な業務等の検討を行うものとする。
 - 四 広報・連絡担当は、統括本部長及び副本部長を補佐するとともに行政及び関係機関並びに報道機関の窓口となり情報の一元化を図るとともに事務局を統括する。
 - 五 事務局は、広報・連絡担当を補佐するとともに業務が円滑に推進するように努める。
3. 現地本部長等の職務は、次のとおりとする。
- 一 現地本部長は、現地災害対策の業務を統括する。
 - 二 副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故ある時は、その職務を代

行する。

- 三 現地災害対策委員は、災害復旧に係る技術的な業務等の検討を行うものとする。
- 四 広報・連絡担当は、現地本部長及び副本部長を補佐するとともに統括本部等の連絡を担当する。
- 五 事務局は、広報・連絡担当を補佐するとともに業務が円滑に推進するように努める。

(業務)

第8条 災害対策協議会の業務は、平常時の業務と災害時の業務に区分し、次の業務を行うものとする。

- 一 平常時は、次の業務を行うものとする。

平常時は、お客様及び地域住民への保安啓発によって災害の未然防止を図るとともに自らの技術研鑽に励むものとする。

- イ お客様への保安啓発
- ロ 保安啓発の資料収集及び作成
- ハ 北海道等の行政との協議

- 二 行政等が実施する災害対応防災訓練への参加等

- ホ 保安講習会による知識向上と技術向上

- 二 災害時は、次の業務を行うものとする。

災害時は、早急な復旧作業に努めるととも地域住民生活の早期安定に努めるものとする。

1) 総括本部

- イ 被災情報の収集及び広報活動等
 - ロ 行政、報道関係、中央団体等への広報、報告、調整等を行う。
 - ハ 北海道内の地方自治体が設置した災害対策本部より、災害対策員の派遣要請があった場合は派遣を行う。派遣員は、統括本部長が指名する。
- 二 復旧作業に係る応援隊派遣及び緊急物資供給に係る調整を行う。
 - ホ 応援隊が不足した場合の中央団体への要請を行う。
 - ヘ その他統括本部長が防災に関して指示する事項

2) 現地本部

- イ 現地本部は、被害状況を出来るだけ速やかに把握して統括本部に報告をするとともに統括本部と初期対応等の支援が必要な事項について協議を行う。
 - ロ 自治体が設置した災害対策本部からの要請・要望等の掌握
 - ハ 緊急物資供給等の搬出等に係る調整
- ニ 応援隊が不足した場合の統括本部への要請を行う。
 - ホ その他、現地本部長が防災に関して指示した事項を実施する。

(災害時の対応)

第9条 統括本部は、災害時の次の対応等を行うものとする。

2. 統括本部における対応業務は次のとおりとする。

- 一 災害地の被害状況を速やかに把握する。
- 二 行政、関係機関、報道関係等との窓口となり、情報の一元化を図る。
- 三 被災地からの要請を最優先とし、応援内容を決定する。
- 四 応援隊員、応援物資等を確保する。

イ 応援隊員

構成企業・団体等に動員要請をする。

ロ 応援隊員の災害補償

応援隊員が応援活動に伴い死傷した場合の災害補償については、その者が所属する構成企業・団体等等の労働災害補償保険を適用するものとする。また、車両事故、物損による事故等で対外補償が発生したときもこれに準ずる。

※ 構成企業・団体等は、就業規則等の確認願います。

※ なお、当協会で（社）エルピーガス協会を通じて加入している「防災活動保険契約の会員」は協会の正会員となります。

ハ 応援物資

原則としてLPガス及びその関連機器とする。災害対策協議会の構成企業・団体等に確保されている在庫の拠出を要請する。

五 応援物資の運搬手段の確保

大規模災害発生時は、統括本部は緊急車両通行許可証等の取得に努力をし、運搬に支障がないように努めるものとする。

イ 被災地への搬入経路等について

構成企業・団体等の被災地組織、近隣組織により搬入ができる経路を確認する。

ロ 輸送車両・要員の確保

構成企業・団体等へ応援を要請する。

六 応援物資の管理等

イ 応援物資の搬入は、現地本部長の指示を受けて指定の場所へ搬入する。

ロ 搬入した物資の管理は、現地本部長とする。

3. 現地本部は、災害時に次のことを行うものとする。

現地本部は、次のイからホまでの施策立案を担当し、統括本部との緊密な連携を行い実施することとする。

イ 応急措置

① 初動緊急措置

二次災害防止を主眼とし、被災状況に応じてLPガスの供給停止、容器の回収等の適切な措置対応を行う。

② 避難施設対策

地方自治体の災害対策本部の要請によりLPガスの安定供給を図るとともにLPガス機器の設置も行う。

③ 一般家庭対策

L P ガスの供給停止が長時間にわたる場合は、生活に必要な対応を行う。
(例：簡易コンロの手配等)

口 復旧計画の作成

早期復旧を図るため、統括本部と連絡を密にし、被災地の情報を基に次の項目について総合的な計画を立案する。、

- ① L P ガス設備の点検・調査
- ② 応急修理、復旧工事
- ③ L P ガス供給開始措置

ハ 広報活動

二次災害を防止するため、災害状況を勘案しながら拡声器、チラシの配布等により次の周知を図る。また状況により報道関係者へ周知を要請する。

- ① 容器バルブの閉栓、メータ前ガス栓の閉栓のお願い
- ② 点検終了までのガス使用禁止のお願い
- ③ 復旧状況、復旧時期、L P ガス使用再開時の注意事項

ニ 作業状況、復旧状況の把握

毎日の作業状況を記録する。

ホ 苦情処理

被災者の事情を聴取し、原因を究明し、整理して迅速に対応をする。

(応援隊の編成)

第10条 応援要員は、会員相互の互助精神として1事業所、最低1名を支部に登録する。

出動する応援隊の編成等は、次のとおりとする。また応援隊業務マニュアルは別に定めるものとする。

イ 応援隊の編成

構成企業・団体等は、統括本部から応援要請があったときに出動できる隊員数について「災害対策出動者名簿（災害出動）」を提出する。報告を受けた人数等により統括本部は応援隊を編成する。応援隊は、被害・復旧状況により二次応援隊も編成する。また、応援隊の編成は、原則、次のとおりとし、応援隊総責任者を設け統括本部長が指名することとする。

1班の編成人数： 5人

班の基本構成： 管理・事務担当 1名
 処理要員 4名

ロ 出動準備

応援隊の出動に際し、次の項目について配慮する。

- ① 応援隊員リストの作成（会社名、氏名等）
- ② 宿泊場所、食料、飲料水の確保（原則として応援隊が確保する）
- ③ 携行資材、器具、工作車の点検・確認と不足品の補充
- ④ L P ガス充てん所を活用した応援隊の拠点確保

⑤ 移動に関する事項

- ・緊急車両通行許可証の取得の可否
- ・交通情報等の収集
- ・出動経路の被災状況確認
- ・車両用燃料の確保

⑥ 出動に必要な事項の確認

ハ 現場における応援作業

応援隊は、原則として現地本部の指揮下に入り、復旧計画に基づき、おおむね次の応援作業を行う。

① 初動期応急措置（到着時点で未実施の場合に限る）

- ・L P ガスの供給停止
- ・火気使用禁止、容器バルブの閉栓、メータ前ガス栓の閉栓の広報活動
- ・立入禁止等危険区域の設定と対応
- ・状況により住民の避難誘導
- ・避難施設の L P ガス使用に関する注意事項の周知

② 復旧時の作業

- ・L P ガス設備の点検・調査
- ・被災設備の応急修理
- ・供給再開時の広報活動

（防災用品の在庫）

第10条 現地本部等は、次の防災用品を常備しておくものとする。防災用品は、次の品とする。

イ 現地本部

- | | |
|---------|------|
| ・ヘルメット | 30 個 |
| ・腕章 | 30 枚 |
| ・要員用ベスト | 30 枚 |
| ・ホイッスル | 30 個 |

ロ エア・ウォーター（株）（旧全卸協北海道地方本部）

- | | |
|---------|-------|
| ・ヘルメット | 30 個 |
| ・腕章 | 30 枚 |
| ・要員用ベスト | 100 枚 |
| ・作業軍手 | 100 双 |

（復旧後の処理）

第11条 災害復旧後は、統括本部、現地本部を統括本部長の判断により解散する。

（出動に係る費用）

第12条 災害に係る出動費用等は、原則、業界に携わる構成企業・団体等の相互扶助の

ため、出動企業・団体等の自己負担とする。

ただし、行政等からの要請により出動した場合は、その取り決めによるものとする。

(疑義事項)

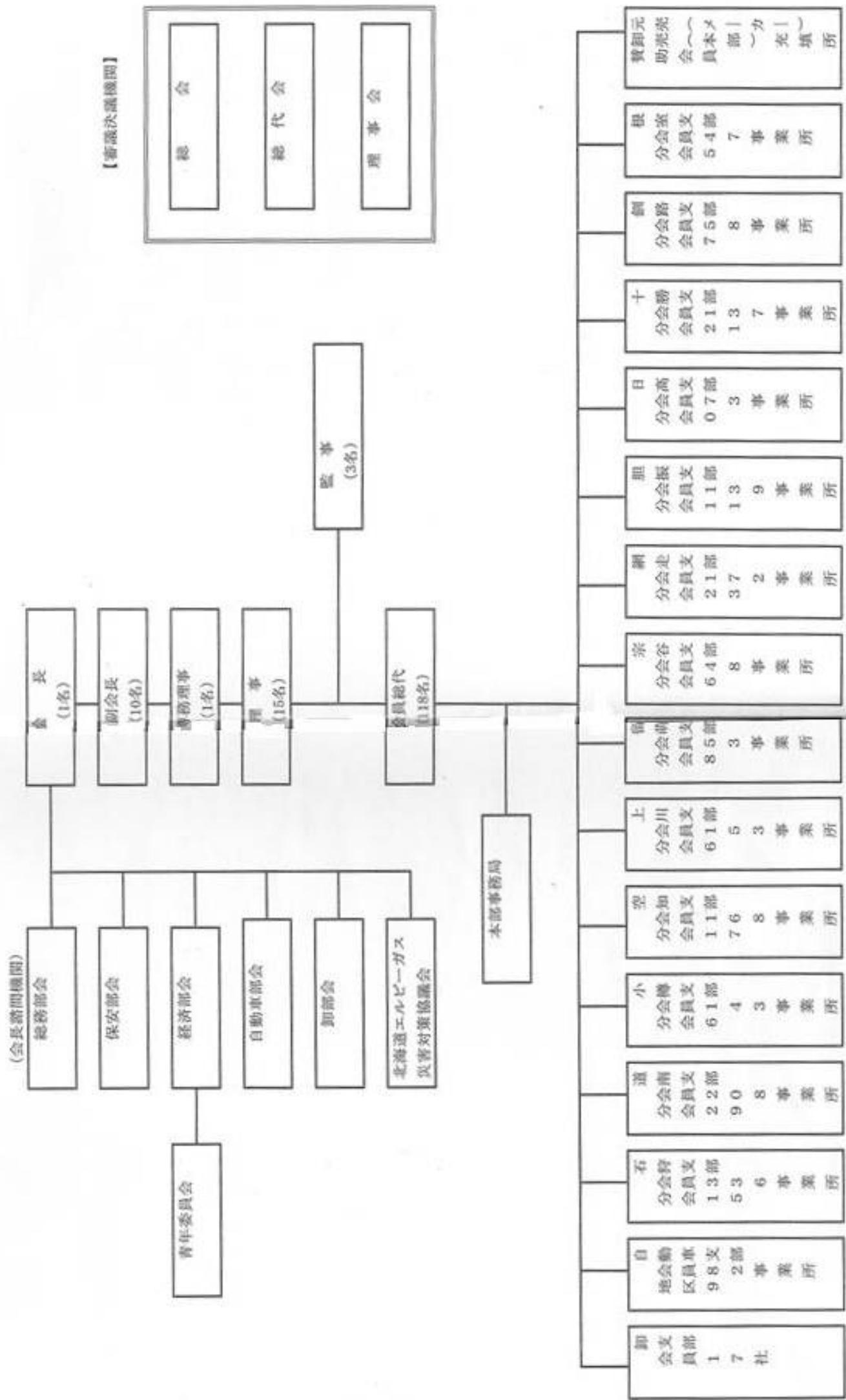
第13条 本規約の定めのない事項に関しては、統括本部長及び現地本部長等の協議により取り決めるものとする。

附則 この規約は、平成19年 1月29日より実施する。

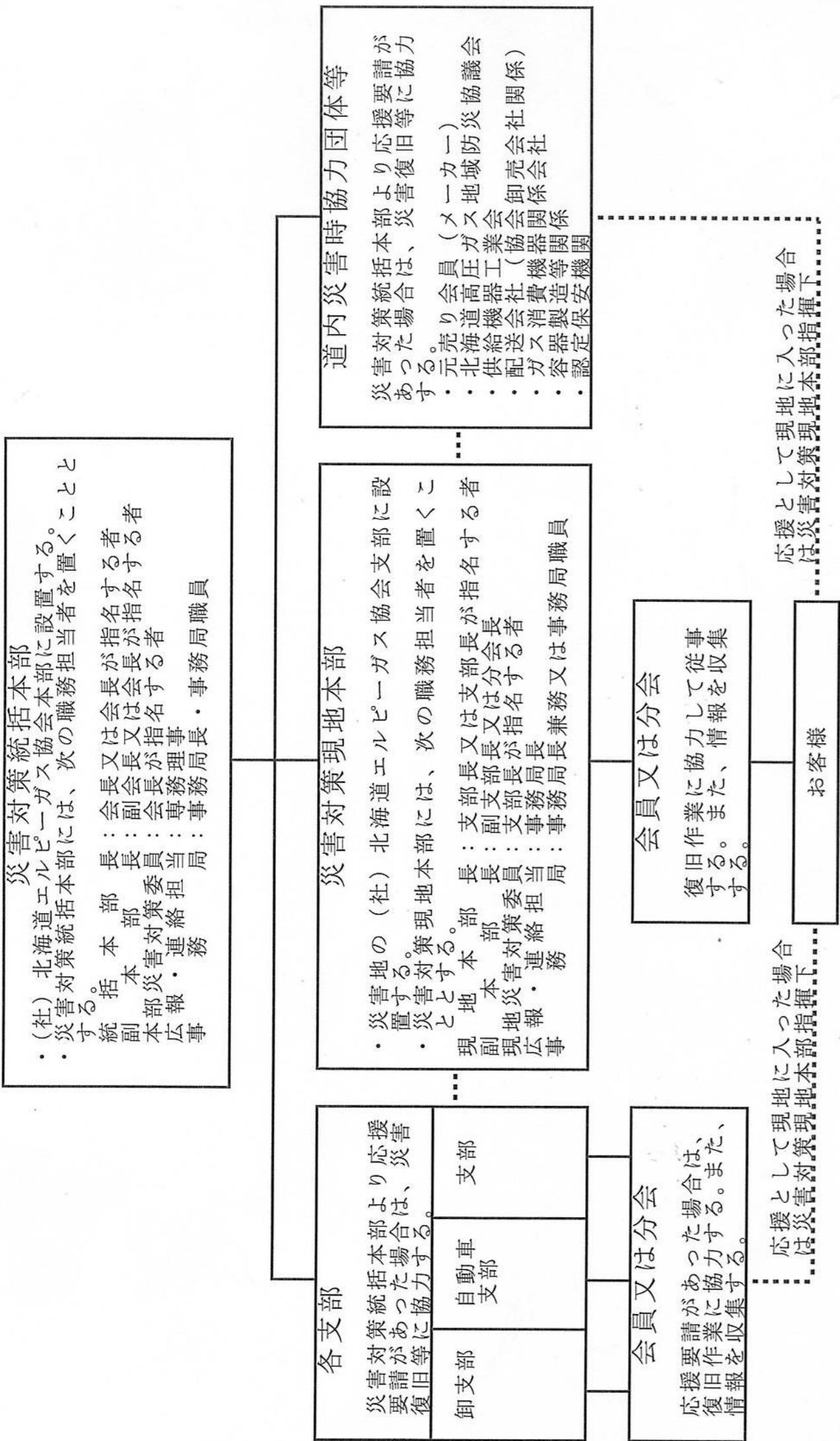
附則 この規約は、平成21年10月16日に改定する。

(社) 北海道エルピーガス協議会組織図 (平成21年10月作成)

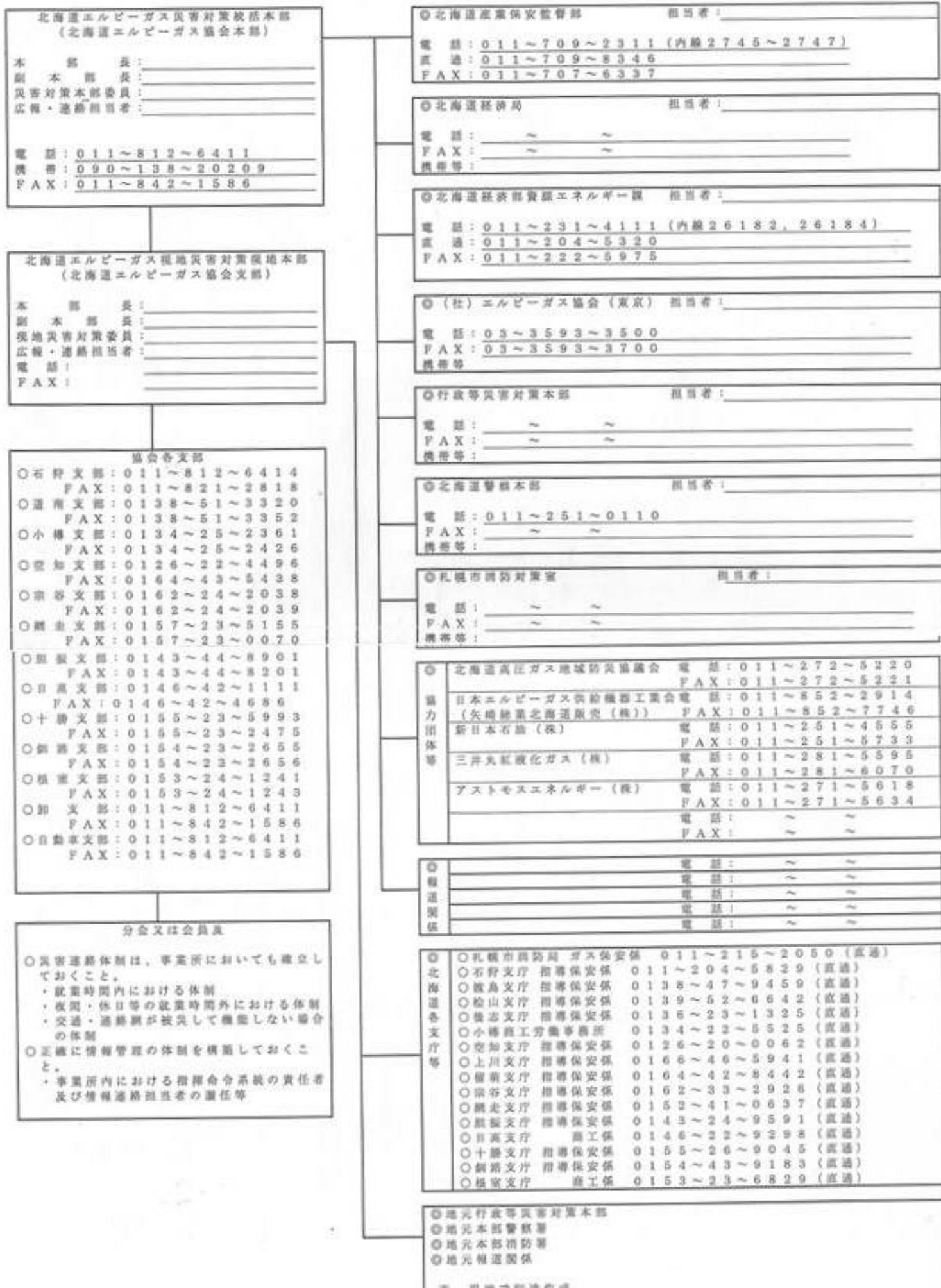
※災害時は、北海道エルピーガス災害対策協議会となる。



北海道エルピーガス災害対策協議会組織図



北海道エルピーガス災害対策協議会連絡系統図 (災害対策統括本部用)



北海道エルピーガス災害対策協議会連絡系統図

(災害対策現地本部用)

北海道エルピーガス災害対策現地本部
(北海道エルピーガス協会本部)

本部長：
副本部長：
副本部長：
副本部長：
副本部長：
広報・連絡担当者：
災害対策委員会：

電話：011-812-6411
携帯：090-138-20209
FAX：011-842-1586

北海道エルピーガス現地災害対策現地本部
(北海道エルピーガス協会支部)

本部長：
電話(会社)：
FAX(会社)：
電話(携帯)：
副本部長：
電話(会社)：
FAX(会社)：
電話(携帯)：
災害対策委員会：
電話(会社)：
FAX(会社)：
電話(携帯)：
事務局：
電話(会社)：
FAX(会社)：
電話(携帯)：

光てん工場	分会又は会員
電話： FAX：	電話： FAX：

- ① 分会又は会員名簿を整備して組織団の代替えとする。
- ② 事業所から最低1名は応援要員として登録する。
- ③ 光てん工場と協力について協定を締結する。
- ④ 災害があった場合は、状況報告を提出する。

その他注意事項

- 災害連絡体制は、事業所内においても確立しておくこと。
 - ・就業時間内における体制
 - ・夜間・休日等の就業時間外における体制
 - ・交通・連絡網が被災して機能しない場合の体制
- 正確に情報管理の体制を構築しておくこと。
 - ・事業所内における指揮命令系統の責任者及び情報連絡担当者の選任等

◎ 北海道経済部資源エネルギー課 担当者：

電話：011-231-4111 (内線26182, 26184)
直通：011-204-5320
FAX：011-222-5976

◎ 支庁 指導係安保 担当者：

電話：～～～
FAX：～～～
携帯等：～～～ ()
電話：～～～ ()

◎ 地元行政等災害対策本部 担当者：

電話：～～～
電話：～～～ ()
電話：～～～ ()

◎ 地元警察本部 担当者：

電話：～～～
電話：～～～ ()
電話：～～～ ()

◎ 地元本部消防署 担当者：

電話：～～～
電話：～～～ ()
電話：～～～ ()

◎ 協力団体等関係 担当者：

電話：～～～ FAX：～～～	担当者：

◎ 報道関係 担当者：

電話：～～～ FAX：～～～	担当者：

◎ 近隣協会支部 担当者：

電話：～～～ FAX：～～～	担当者：
電話：～～～ FAX：～～～	担当者：
電話：～～～ FAX：～～～	担当者：

様式 1

災害対策出動者名簿（登録用）

北海道エルピーガス現地災害対策本部
(北海道エルピーガス協会支部)

行

年 月 日

派遣事業社名 : _____
電話番号 : _____
担当者名 : _____

※ 提出後には、災害保険に加入していること。

氏名	生年月日	年齢	血液型	所有資格		現住所	自宅電話番号
				設備	販売		
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						

※ 提出いただいた氏名等は、災害が発生した場合のみに利用いたします。

様式 2

災害対策出動者名簿（災害出動用）

北海道エルピーガス災害対策本部
 (北海道エラビガス協会本部)
 FAX : 011～842～1586
 電話 : 011～812～6411

年 月 日

派遣事業社名 : _____
 派遣電話番号 : _____
 担当者名 : _____

※ 提出後に変更がありましたら都度FAXにてお知らせください。

派遣者氏名	生年月日	年齢	血液型	所有資格			現住所	自宅電話番号
				設備	販売	製造		
	年 月 日							
	年 月 日							
	年 月 日							
	年 月 日							
	年 月 日							
	年 月 日							
出動車両								
出動車両								

※ 提出いただいた氏名等は、災害が発生した場合のみに利用いたします。

様式 3

北海道エルピーガス災害対策本部
(北海道エルピーガス協会支部)

行

平成 年 月 分現在

販売事業者名 :

担当者名 :

LPG被災状況報告書(第報) 地震(震度5弱)・自然災害・テロ
報告書は、支部で集計して本部へ送付する。

1. 被災及び復旧(供給再開)状況	被災状況(①の内訳)				復旧状況(③の内訳)	
	① 被災市町村の お客様件数	② のうち被 害がない件 数	③ のうち被 害があつた 件数	④ のうち被 害が不明な件 数	⑤ のうち修 復が完了し た件数	③ のうち未完了 件数
合 計						

注1 : 被災市町村数が上表より多い場合は、複写を取り追加してご記入ください。
注2 : 第2報以降の報告については、最新(前回までの報告数を含んだ合計)の件数をご記入ください。

2. 災害対策本部(協会本部)等への要請・連絡事項

応援隊業務マニュアル

応援隊業務マニュアル

1. 目的

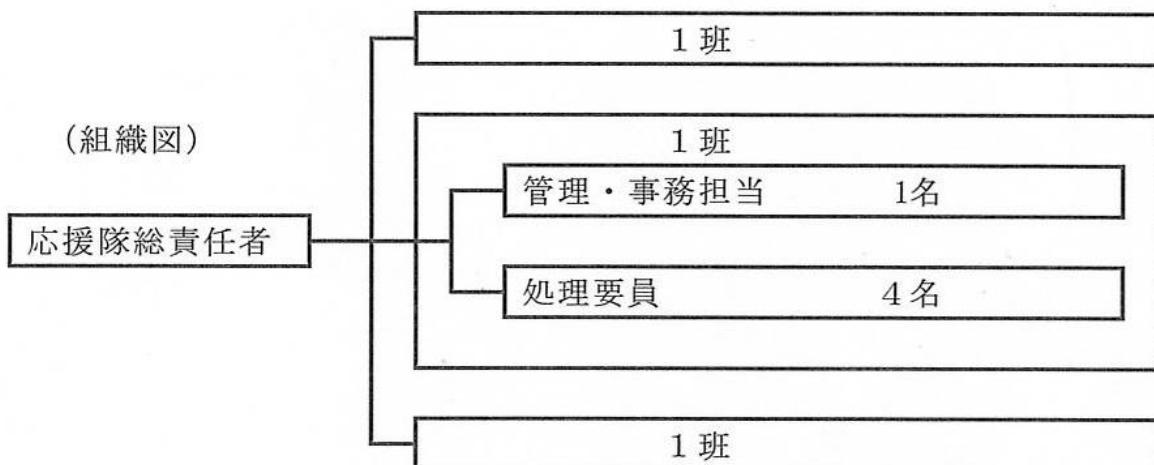
このマニュアルの目的は、北海道エルピーガス災害対策協議会規約第8条第4項に基づいて編成する応援隊の業務について定め、業務の円滑な遂行と的確な実施を図ることを目的とする。

2. 応援隊の編成

出動する応援隊は、原則として班単位で構成する。

応援要員は、あらかじめ災害対策本部へ氏名等を提出して登録する。異動等が生じた場合は速やかに登録を変更する。

応援要員は有資格者とし、応急措置を行う場合があるので液化石油ガス設備士免状所有者が望ましい。



3. 出動準備

出動にあたっては、次の事項に留意するとともに日頃より出動を想定し、定期的な確認および資機材の更新（入替）、補充を行う。

1) 出動要員名簿作成

出動者が決定したら氏名、年齢、血液型、緊急連絡先等を把握し、災害対策統括本部へ提出する。

2) 宿泊場所、食料、飲料水等の確保（原則として応援側が対応すること）

① 宿泊場所は、被災地に近い生活基盤が確保された地域とする。状況によっては車中泊も考慮し、テント、寝袋等の必要性の確認もする。

② 食料、飲料水、救急セット、簡易コンロ等の燃料、車両燃料等の生活必需品等が災害地で入手できるかの確認をする。

入手が困難な場合は、1週間分程度を準備して携行する。

3) 資材、器具、工具及び工作車等の確認と不足品の補充

① 「応援要員携行資器材表」に基づき確認をする。また、予備品についても考

慮する。（電池、電球、携帯電話用充電器（車載バッテリー用）

② 工作車の点検

4) 活動拠点の確保をする。

被災地が先に締結した「災害時協力充てん所」が使用可能か災害対策統括本部又は現地本部に確認する。

5) 移動に関する事項

出動経路の被災状況確認、交通情報収集、集合場所・連絡方法の確認、通行許可証等の要否確認を確実に行う。

6) その他必要と思われる確認事項について出動者等で相互確認を行う。

4. 現場における応援作業

応援要員は、原則として現地災害対策本部の指揮下に入り作業計画等に基づき行動をする。作業を実施するときは、付近のLPガスの漏えい状況を確認しながら自身の安全に注意とともに共同作業者の安全にも注意すること。

1) 初動応急措置（到着時点で措置が完了していない場合）

緊急度とLPガス貯蔵量による施設の優先順位に基づき実施する。

① 目視点検

建物の倒壊、浸水、火災発生の有無及び発生の可能性の有無並びに容器の転倒、設備の破損等によるガス漏れの有無を確認する。

② 供給停止又は容器撤去

目視点検により設備の破損及び二次災害発生の恐れのある施設に対しては供給停止又は容器撤去を行う。状況により危険区域を設定して立入禁止の措置を行う。

③ 広報活動

避難対象地域では、ガスの使用中止と容器バルブ及びメータ前ガス栓を閉栓し、避難解除時は、安全点検が完了するまでガスを使用しないよう広報活動を行う。

④ 避難場所へのLPガス供給

行政の災害対策室等からの要請に基づきLPガスを安定供給を行うとともに避難者等へ使用方法に関して周知を図る。

2) 復旧作業

初動応急措置完了後は、速やかな供給再開のための安全点検を実施する。点検作業は、作業計画による優先順位に基づき実施する。

イ 安全点検調査

① 供給設備点検は、供給開始時の点検方法としてガス漏えい検知器又は、漏えい検知液で漏えいの有無の点検を実施する。

② 消費設備調査は、マイコンメータの復帰安全機能により代替えする。

また、マイコンメータでない場合は自記圧力計等により漏えい検査を実施する。

③ 給・排気等は、はずれ、損傷の有無について目視により点検をする。

④ 消費機器等の燃焼試験を実施する。

⑤ 点検・調査を行った場合は、記録に残す。

口 応急修理

点検・調査の結果、設備に破損が認められた場合は速やかに供給再開を主目的とした簡便な修理を行う。

① 冠水した調整器、マイコンメータ等は原則として交換する。

② 降灰があった場合の調整器等で通気口がある機器については、機器への侵入を防止するために可能な限りブラシ等で除去する。降灰が固着して通気口が閉塞した調整器等は交換する。

③ 供給管・配管等にガス漏えいがある場合は、接続部の増締め程度の対応とする。供給管・配管等の設置又は変更をする場合は、簡易コンロ等による他の対応を考慮する。

④ 応急修理等を行った場合は、記録に残しておく。

3) 供給再開時の周知

点検・調査の結果等とガス供給の可否について消費者へ説明し、使用に際して異常が発生した時やガス漏洩等の異常が認められた場合にとるべき措置について周知徹底を図る。

① 異常を感じた場合は、直ちにLPガスの使用を停止し、容器バルブ、メータ前ガス栓を閉止すること。

② 異常が発生した場合は、緊急連絡先へ通報すること。

③ 異常によりLPガスの使用を停止した場合は、点検・調査が完了するまでLPガスを使用しないこと。

4) 不在者宅の措置

不在者宅は、容器バルブの閉止とメータ前のガス栓を閉止するとともに不在票等で点検・調査が完了するまでLPガスの使用禁止を通知し、連絡を待つこととする。

応援要員携行資器材表

※表の携行品は、主な品を記載しているので出動者等の相互により確認をする。

※予備品も考慮する。

	携行品	数量	確認欄
保安装備	1 拡声器 (ハンドマイク、メガホン)	1 個以上	
	2 保安ロープ (トラロープ10m m)	2 本以上	
	3 制限標識 立入禁止	1 枚以上	
	火気厳禁	1 枚以上	
	4 非常灯 (懐中電灯可)	1 個	
	5 赤旗又は赤色灯	適宜	
	6 安全ベスト	人数分	
	7 腕章	人数分	
	8 ヘルメット	人数分	
	9 手袋 (革・ゴム・綿)	人数分以上	
	10 安全靴	人数分	
	11 ホイッスル	人数分	
	12 防塵マスク (石綿対応)	人数分以上	
	12 ゴーグル	人数分	
作業用具	1 点検調査器具	自記圧力計	人数分
		ガス漏れ検知器	人数分
		ガス漏れ検知液	人数分以上
		ボーリングバー	1 本以上
		パイプロケーター (用意できる場合)	1 台以上
	2 修理工具	スパナ	適宜
		パイプレンチ	適宜
		ドライバー (+)	適宜
		ドライバー (-)	適宜
		ペンチ	適宜
		容器バルブハンドル	適宜
		バール	1 本以上
		ジャッキ (車両用可)	1 台以上
	3 堀削用工具等	スコップ、ツルハシ	1 組以上
		鋸、木製ハンマー	1 組以上
	4 緊急防災工具・	防災工具	1 組以上

応援要員携行資器材表

※表の携行品は、主な品を記載しているので出動者等の相互により確認をする。

※予備品も考慮する。

	携行品	数量	確認欄
	応急措置材・予備品等	木栓等措置材料 針金	適宜 適宜
	5 夜間照明灯（用意できる場合）	1個以上	
	6 防爆発電機（用意できる場合）	1台以上	
	7 防爆排気ファン（用意できる場合）	1台以上	
	8 調査票	適宜	
	9 点検・調査完了通知表	適宜	
	10不在者に対する通知	適宜	
	11保安啓発チラシ	適宜	
車両	1 工作車・緊急車両・広報車	1台以上	
	2 緊急出動・保安車両等のステッカー	車両台数	
	3 車両点検（オイル等の日常点検）	確認	
	4 車両等燃料	適宜	
	5 車輪止	適宜	
その他	1 救急箱（要在庫確認）	1箱	
	2 雨具	人数分	
	3 ゴム長	人数分	
	4 防寒服	人数分	
	5 携帯電話（車両用・家庭用充電器付）	適宜	
	6 テント	適宜	
	7 寝袋	適宜	
	8 住宅地図	適宜	
	9 連絡網	適宜	
	10食糧（最低2日分程度）	適宜	
	11飲料水（最低2日分程度）	適宜	
	12消火器（A B C 6kg以上）	2個以上	
	13トランシバー（用意できる場合）	適宜	

平成 年 月 日

北海道エルピーガス災害対策本部 行

(北海道エルピーガス協会本部)

電 話：011～812～6411

F A X：011～842～1586

応援隊の緊急時連絡先

災害先で宿泊する場合は、提出してください。

災害先の宿泊先等は、次のとおりとなっています。

1. 宿泊者等

- ・ 会社名 _____
- ・ 宿泊者 (名) 氏名 _____
- ・ 氏名 氏名
_____ _____
- ・ 連絡担当者名 _____
- ・ 連絡担当者電話番号 _____

2. 宿泊先等

- ・ 宿泊先名 _____
- ・ 住 所 _____
- ・ 電話番号 _____
- ・ F A X _____

3. その他

災害時における L P ガス供給の協力に関する協定書
(例)

〇〇市（町、村）

（社）北海道エルピーガス協会〇〇支部

災害時における L P ガス供給等の協力に関する協定

○○市（町、村）（以下「甲」という）と社団法人北海道エルピーガス協会○○支部（以下「乙」という）は、災害時における地域住民に必要な L P ガス等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波等の大規模な自然災害が発生し、又は同等の影響がある災害が発生した場合、恐れがある場合（以下「災害時」という）は、甲と乙が相互に協力して災害時におけるエルピーガス等の供給を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定め、地域住民の生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力業務）

第2条 甲は、災害時において、エルピーガス等を必要とする時は、乙に対して供給等の協力を要請することができる。

- 2 甲が乙に要請する業務は、次のとおりとし、災害時に乙の可能な範囲において供給及び搬入を行うものとする。
- 一 エルピーガスの供給
 - 二 エルピーガスを燃料として使用するために必要な関連機器
 - 三 その他、甲が必要とする資機材

（要請方法）

第3条 甲は、業務を要請する場合に別記様式第1号の「災害時業務協力要請書」（以下「要請書」という）を乙に提出するものとする。

- 2 前項による要請書の提出が困難な場合、口頭で要請ができるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の引渡等）

第4条 物資の引渡は、要請書又は要請書の提出が困難な場合は口頭で甲が指定する場所において行うものとする。

- 2 引渡時に甲は、職員を派遣して乙から供給された物資を確認するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、業務を完了した場合に別記様式第2号の「災害時協力業務実施報告書」（以下「報告書」という）を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の報告書に甲の指示する資料を添付させることができるものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が供給したエルピーガス等の経費については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の経費は、災害時等の直前における通常時の適正な価格を基準にし、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 甲が負担する費用の請求及び支払いの手続きは、甲が定める方法によるものとし、請求後速やかに支払うものとする。

(情報の提供)

第7条 甲及び乙は、災害時の業務を円滑に行うため次の情報交換を行うことができるものとする。

- 一 甲は、乙に対してエルピーガスの在庫量及び調達方法等について、情報の提供を求めることができるものとする。
- 二 乙は、甲に対してエルピーガス等の搬入に必要な緊急輸送道路等の情報の提供を求めるとができるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の証として、本2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所

〇〇〇市(町、村)長 〇〇〇〇 印

乙 住所

(社) 北海道エルピーガス協会支部

支部長 〇〇〇〇 印

災害時業務協力要請書

平成 年 月 日

(社) 北海道エルピーガス協会

支部 行

〇〇(市、町、村)長

印

「災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定」第3条の規定に基づき次のとおり協力を要請します。

要請担当者	電話番号：	部	課	係
	～	～		
担当者名：				
口頭による 要請日時	月	日()	時	分頃
要請内容				
備考				
出荷要請内容				
要請物資	数量	搬入先	搬入先担当者	
			氏名	
			電話	
			氏名	
			電話	
			氏名	
			電話	
			氏名	
			電話	

災害時業務協力実施報告書

平成 年 月 日

○○（市、町、村）長 _____ 様

（社）北海道エルピーガス協会支部
支部長 印

「災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定」第5条の規定に基づき次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

要請担当者	電話番号：	～	部	課	係
	担当者名：				
口頭による 要請日時	月	日（　）	時	分	頃
文書による 要請日時	月	日（　）	時	分	頃
要請内容					
備 考					

出荷実績

要請物資	数量	搬入先	搬入先受領者
			氏名
			搬入日
			氏名
			搬入日
			氏名
			搬入日
			氏名
			搬入日

災害時におけるLPGガスの二次災害を
防止するための放送協定書
(例)

〇〇〇放送株式会社
(社) 北海道エルピーガス協会(〇〇支部)

災害時におけるLPGガスの二次災害を防止するための放送協定

災害時におけるLPGガスの二次災害を防止するため、〇〇〇放送（株）（以下「甲」という）と（社）北海道エルピーガス協会（〇〇支部）（以下「乙」という）は、災害時における北海道民への防災対策放送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法及び北海道防災計画の主旨に則り、甲は災害時に、LPGガスに関する防災対策の放送を行い、もってLPGガスに起因する二次災害を防止して北海道民の生命・財産を保護することを目的とする。

（放送）

第2条 当該放送は、次に掲げる事態が発生した場合に行う。

- ① 北海道内（〇〇地域）で震度6弱以上の地震が発生した場合及び北海道内（〇〇地域）が同等の影響を受けた場合
- ② 北海道内（〇〇地域）に津波警報が発令され、一定の被害が想定される場合
- ③ 北海道内（〇〇地域）に集中豪雨が発生して一定の被害が想定される場合
- ④ その他、緊急対策放送が必要な場合

（放送要請）

第3条 甲は乙の要請によることなく、第2条に掲げる事態が発生した場合、原則として直ちに放送することとする。

なお、乙が緊急を要すると判断して要請した場合、甲は乙と協議するものとする。

（放送の実施）

第4条 甲は、放送の形式、時刻等をその都度決定し、放送する。

2 放送に係る電波料等は無料とする。

（放送の内容）

第5条 放送の内容は、甲、乙と検討するものとするものとし、概ね次の内容とする。

「〇月〇日〇時〇分ごろ、〇〇地域を震源とする震度〇〇の地震が発生しました。この地域でエルピーガス（俗称プロパンガス）をお使いの皆さん、避難する時やガスの臭いがした時は、外に出てガス容器のバルブを閉めてください。マンションなどにお住まいの方は、メータの入口にあるガス栓を閉めてください。」

（放送の回数）

第6条 放送は、第2条に定める事態が発生した時から早期の時間帯において、可能な限

り反復して放送するものとする。反復放送については、甲の状況判断により適時に放送することとする。

(放送の習熟)

第7条 本協定の実効性を高めるため、甲及び乙は、平常時から災害時の放送に関する習熟に努めることとする。

(その他)

第8条 この協定によるもののほか、特に必要戸思われる事項が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

附則 この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より適用する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 ○〇〇放送株式会社
代表取締役社長

印

乙 (社) 北海道エルピーガス協会
会長 (支部長)

印

災害時における拠点（場所等）の協力に関する協定書

〇〇〇株式会社
(社) 北海道エルピーガス協会〇〇支部

災害時における拠点（場所等）の協力に関する協定書

災害時に場所等の提供をする防災拠点事業者（以下「甲」という）と北海道エルピーガス協会〇〇支部（以下「乙」という）は、大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）において、次とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、乙が「北海道エルピーガス災害対策現地本部」を設置するにあたって災害時の状況で場所等の設定が困難な場合に甲の場所提供及びLPGガスの供給に関する業務の協力を実施することによって災害の早期復旧及び地域住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（協力場所）

第2条 甲は、乙の要請により災害時に可能な範囲で次の場所等を提供するものとする。

- ① 場所名：_____
住 所：_____
電 話：_____
- ② 場所名：_____
住 所：_____
電 話：_____
- ③ 場所名：_____
住 所：_____
電 話：_____

（協力業務）

第3条 甲は、乙の要請により災害時に可能な範囲で建物、人員、LPGガスの供給に関する業務について提供・協力するものとする。

2 その際に発生した、費用については別途協議するものとする。

（疑義事項）

第4条 この協定に定めがない事項、及びその他記要帝の実施に必要な事項は、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の証として、本2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所
〇〇株式会社
代表取締役 印

乙 住所
(社) 北海道エルピーガス協会〇〇支部
支部長 印